

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第2回 松阪市社会教育委員会議
2. 開 催 日 時	令和7年11月20日(木) 午前10時00分～午前11時45分
3. 開 催 場 所	松阪市教育委員会事務局 教育委員会室 2階
4. 出席者氏名	(委 員) ◎福田委員長、平岡副委員長、太田委員、岡田委員、鈴木委員、 大西委員、久世委員、森本委員、渡邊委員 《◎委員長》 (事務局) 若山局長、小泉生涯学習課長、赤塚生涯学習課松阪公民館担当監、 山本生涯学習課長補佐、杉田生涯学習係長、生涯学習係
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0人
7. 担 当	松阪市教育委員会事務局 生涯学習課 TEL 0598-53-4396 FAX 0598-26-8816 e-mail ikig.div@city.matsusaka.mie.jp

○協議事項・議事録
別紙参照

令和7年度 第2回松阪市社会教育委員会 会議録

○日時:令和7年11月20日(木) 10時00分～11時45分

○開催場所:松阪市教育委員会事務局 教育委員会室 2階

○議題

1. あいさつ
2. 地域が行う生涯学習への支援体制について
3. 公民館の使用料について
4. その他

○出席者:福田委員長、平岡副委員長、太田委員、岡田委員、鈴木委員、大西委員、久世委員、森本委員、渡邊委員

○欠席者:垣本委員、古戸委員、阪井委員、天白委員、床呂委員、本田委員

◆ 議題

1. あいさつ

事務局長:改めまして皆様おはようございます。先ほど事務局からありましたように、急遽ご無理を申し上げお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。そして昨年、社会教育委員の皆様方で公民館のあり方の答申につきましてご議論いただき、お示しいただきまして本当にありがとうございました。お礼を申し上げます。4月以降、この答申を踏まえ松阪公民館、地域づくり連携課等含めプロジェクトチームを立ち上げて、議論を重ねてまいりました。そして同時に、より多くの市民の皆様や公民館をはじめ、公共施設を利用していただく皆様のご意見をお聞きしたいということで、市民意識調査を実施し、公共施設利用者及び公民館登録趣味サークルに対する意識調査を実施してまいりました。そしてその結果を本日まとめて、皆様の方に資料として提出をしていくということでございます。

そして使用料に関しては、トータルコスト的な観点からも皆さんに資料をお示しさせていただいて、現状どうなっているかということも改めて資料としてお示ししたのが今回の資料であります。加えまして、前回14市の資料に関する現状調査を皆様に提示させていただきました。そして改めて教育委員会部局、いわゆる公民館教育委員会部局だけではなくて、市長部局も含めたより詳細な調査のため、今回再調査を行いました。その結果も本日提示させていただきたいと思っております。

前回提出いただきました答申を踏まえ、今回は生涯学習の充実という観点からも、より具体的なお意見をいただきまして、次年度のよりよい公民館のあり方をまとめていきたいと思っておりますので、ぜひ委員の皆様におかれましては、本日ご意見・ご指導いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2. 地域が行う生涯学習への支援体制について

委員長:それでは事項書 2、地域が行う生涯学習への支援体制。3、公民館の使用料について、合わせて事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。

(事務局より事項 2、3 について説明)

委員長:事務局から説明がありました。詳細な資料をさらに付けていただきました。2と3の事項につきまして、両方とも話していただきました。まず2の生涯学習への支援体制について意見をいただこうと思っております。資料の中では、松阪公民館が地区コミュニティセンター

に対して支援を行い、三雲、嬉野、飯高、飯南公民館も松阪公民館に付随するような形になり、松阪公民館から各地区市民センターへ、コミュニティセンターに支援員を置くとかということに資料の表の中であったと思います。それにつきまして、さらに今日配っていただいた資料など何かご意見ありましたらお願いします。

事務局:失礼します。生涯学習課の小泉です。補足させていただきます。急遽当日の配布資料で生涯学習推進連絡会議の設置ということで資料をお示しさせていただきました。公民館連絡協議会というのがありまして、そこで臨時総会をさせていただいて、今までの公民館連絡協議会の設置についてというのを廃止して、この来年4月から推進連絡会議の設置ということでご説明させていただきました。また、公民館連絡協議会の方で議決いただいて、来年4月から発足ということになります。ざっくり内容といたしましては、まず公民館連絡協議会の方では、主に公民館まつりということで、芸能発表会と作品展示の大きな事業を二つさせていただいていました。現状の各公民館にアンケートを行った結果、続けたいか続けたくないか、本当にフィフティフィフティの答えになりました。逆に他の事業といたしまして、活動報告会や古切手を集めたりしているのですが、そこはなくてもいいよねという声が多くありました。まず公民館連絡協議会の事業自体を見直しました。あともう一つは、公民館から社会教育法が外れたコミュニティセンターでも、生涯学習という部分では同じ方向に全部向きたいというのがありました。もう一つ、教育委員会部局と市長部局で部局は分かれて、指示命令系統うんぬんというご意見もいただいた中で、まずはこの連絡会議の設置として一番の目的は、生涯学習を担当する人が顔が見える関係づくりをしっかりとしていきたいということです。その中で、今の大きな公民館まつりの部分については半々のアンケート結果なので、まずはこの公民館連絡協議会のほうで、しっかりそこで事業を続けようという整理をさせていただきました。その中で、この推進連絡会議を作らせていただいて、まずは年一回、年度当初に担当者の報告いただいて、一回顔が見える場を作ってしっかりつながる場というのを続けたいということでこの会議を設置させていただきました。例えばその中で、皆さんのご意見をいただきたいのが、どういったことをするのが良いか。ざっくり顔が見える関係づくりをしていきたいという中でこんなことしたらどうなのかなど、ご意見を賜りたいと思うので、よろしくをお願いします。

委員長:コミュニティセンター化への支援内容として、企画支援や情報発信、人材育成等、具体的にどんなことが考えられるかという意見がほしいということなのですが、委員の皆さんいかがでしょうか。

委員:すみません。私も現場にいる人間として何点かご質問させていただきます。まず先ほどおっしゃっていただいた第2号議案の内容については、臨時総会で承認いただいたということで、

私ども現場の人間はそのように納得しております。先ほど課長もおっしゃいました、この配布資料の 3 ページの内容で何点か質問がありますが、まず 1 点目です。令和 3 年度に住民自治協議会に公民館部会を設置ということですが、今、各住自協さんに公民館部会があるのか。全部設置されているのですかということが、まず 1 点目の質問です。それが何でなんですかというと、コミュニティセンターということで、指定管理と直営というのがあります。指定管理というのは、私どもがやっているみたいに市の職員がいません。地域の人間だけで運営しているのが指定管理のコミュニティセンターです。直営というのは市の職員さんが残りつつ、運営していくコミュニティセンターです。その中で、今の中央公民館さんにご支援いただく中で、今までなら窓口は館長、ないし主事が窓口になっていたと思うのですが、すべてこのコミュニティセンターになった場合、どなたがご意見を集約するとか。間に入って連携を取るのはどういう立場の方がしていただけるのかということが、私どものコミュニティセンターが行っている中で一番心配している点です。次に、生涯学習をこれから頑張っていることやってこうという中で、各公民館、各コミュニティセンターのサークルさんの数が全く違います。10 ちょつとのところもあれば、30 近いサークルさんを持っているところもあると思います。そのへんの連携も含めて、誰が中心になってやり取りをするのか。意見を集約していただけるのか。直営と指定管理は違うと思います。次に、今徳和と松尾と米ノ庄の三つが指定管理ということで、地域で頑張っている施設があると思います。令和 8 年、来年の 4 月からはすべてコミュニティセンターになる中で、指定管理で、地域でやりますよと言っているところはどこか教えていただいでよろしいでしょうか。以上です。

事務局:まず令和 3 年公民館部会ということですが、自治会部会や公民館部会は必置という部分で理解しております。私も現場を見せていただくと、公民館部会以外にいろんな名前があって、教育文化部会のような。そんな形で、昨日飯高でその話があったなど聞いています。基本的には公民館部会、名称は違いますけど設置されているという理解を私どもはしております。もう一つ連携をしていく中で、直営と指定管理。運営形態には様々な認識があるのですが。まずは公民館部会を担当する方というのがみえるという部分で私どもは理解しています。先ほどの推進連絡会議の方も、まず生涯学習を担当する人を教えてくださいということで、コミュニティセンター長宛または住民自治協議会宛に依頼をさせていただきます。その中で、住民自治協議会の会長が指名し推薦をしていただく。まずは誰がということころはそこでしっかり確認させていただいて、その中でいろんなところと連携をさせていただきたいなと思います。サークルの数が違うという部分では、当然飯南、飯高は数が少ないなと私も感じています。かたや委員さんのところのコミュニティセンターはすごく活発に活動いただいて、登録数も多いというのを理解しています。もう一つは指定管理ですね。この令和 8 年 4 月からスタートするのが第二地区、松阪の宇気郷地区、嬉野の中原、嬉野の豊田、それから三雲の鵠の 5 地区が令和 8 年 4 月から指定管理によるコミュニティセンターをスタートするというので準備を進めてい

るところでございます。

委員:ありがとうございます。

委員長:よろしいですか。

委員:すみません。もう一点だけ。この 15 ページのサークルさんに対しての調査ですが、趣味クラブ・サークルさんに対して、「一定程度の使用料の負担を求めることについて賛同する」という方が 23%。5 人に 1 人が払ってもいいという結果になったと思います。しかし、使用料の負担はものすごくハードルが高いと思います。今無料で使っている方に、生涯学習をこれから新体制にしていくということで、お話をしなければなりません。例えば一斉にもらえるならいいのですが、そうじゃなかったら違うセンターに行ってしまうとか。趣味サークルさんに対して頂戴するというハードルがすごく高いのだなと思ったりするので、そういった部分でも支援いただけたらと思います。

事務局:すみません。今の公民館、コミュニティセンターの現状といたしましても、スケジュール的に過密な館については独自でルールを設けていただいております。例えば月 4 回使っただけですが、2 回までは 10 割減免かけて、2 回は減免なしなど。いろんな館で制約をかけていただいたりして、利用調整をしていただいているという現状もございます。言われた通り、これは公民館の部分で整理をさせていただいております。しかし、同じ生涯学習の部分は、4 月以降コミセンの方も同じように活動していただく。冒頭で局長の挨拶の中で、ワーキンググループで地域づくり連携課の職員も一緒に入れて協議を進めています。ただ、生涯学習課では公民館の整理をしようとしていますが、当然地域づくり連携課はコミュニティセンターがあるという意識をしっかり持った中での動きをしていただいていると思います。そこで、またいろんな答えが出てきたりするなど本当にそこは悩ましいところで、慎重に議論させていただいております。ご意見ありがとうございます。

委員;ありがとうございます。

委員長:それでは、その点につきましては、また次の使用料の部分の話で出していただければと思います。

委員長:先ほどの松阪公民館の支援につきまして、他にご意見ありますか。

委員:冒頭に局長のお話を伺って、すごく流れがわかりました。昨年度の答申案を受けて、松阪市の方でこういう考えのもと、そういうプロジェクトを立ち上げていただいて、中央公民館が

主要館としての役割で取り組んでいくということがわかって、まず市民としてありがたいなと感じました。私、実は今日三つの質問を用意してきました。先ほどの意見と重なるところがあるので、お答えいただいた部分があるのですが。用意してきた三つの質問は、一つは自分も市民として、子どもを育てる親としても、本当に社会教育の大切さというのを恥ずかしながら親になるまでなかなか気づかなくて。子どもが近くの公民館さんの夏休みのキッズ講座に参加している様子を拝見させてもらったりして、自分自身もそれがきっかけで市民としてそういう講座に参加したりして、こうやって自分も学んでいくのだなということを感じました。一番目の質問が、社会教育、生涯学習の灯を松阪市のどこにいても消さないということがすごく大事だなと思います。私はもしかしたら地域的に、そういうものに触れるところにいるかもしれませんが、やっぱり飯南・飯高地域とは現状が違うので、松阪市全体として社会教育、生涯学習の灯を消さないためにどう取り組んでいくのか。でも冒頭に、課長からのお話の中でも十分聞くことができましたし、そこはお答えいただけたのかなと感じました。2 番目の質問が、世間でも聞かれるのですが、「コミセン化って何なの？」っていう質問を聞かれることがよくあります。私も社会教育委員をしていたり、保護者の立場であったりでいろいろ聞かれます。私もコミセン化というのは、自立した生涯学習の学習者として、自分たちが主体的にやっていくということが、自分の中の解釈で、大事なところなのかなと思います。子どもにも聞かれたのですが、今までだったら公民館に行ったら主事さんがいて、講座も開いてもらって、そういうのは何か変わるのかと言われました。それは私がいまいちわからないので、私の中のイメージは、コミセン化にしても名前は変わるけども館長さんの立場の方がみえて、主事さんの立場の方がそこにみえて。それがいわゆるこの表でも書いてあった、4 ページの生涯学習担当さんがそういう位置づけなのかなということ、まだ 2 番目の質問なのですが一旦教えていただきたいです。要は生涯学習に取り組んで、ノウハウを持っておられた方を先で言う住自協の会長さんが指名されるようなイメージで合っていますかという質問です。

委員長:事務局お願いします。

事務局:今日一枚、当日配布資料で用意をさせていただきました。これは地域づくり連携課の方で作成して、過去に配布させていただいたのですが、皆さんご記憶にございますか。周知がまだ少ないという部分がありますが、すみません。何が変わるかということですが、ポイント 1、ポイント 2 として整理をさせていただいています。ちょうどコミセンの先駆者も来てもらっているのですが、また事例も教えていただきたいと思います。まずは名称が変わります。今まで地区市民センター、公民館というのが、例えば徳和地区コミュニティセンターに変わってきます。これは言っていた運営についても直営なのか、指定管理者なのか。運営形態も 2 種類ございます。2 番の施設の目的ですが、生涯学習活動

の振興に加えて、地域における様々な地域づくり活動。地域課題を解決するための拠点として、プラスアルファが付いてきたかなというイメージかなと思います。ポイント 2 について、施設がどのように変わるのかと、ここにいろいろと記載がございます。公民館では、社会教育法の制約があります。例えば営利、宗教、政治という部分での使用は認めない。しかし、コミセン化すると、社会教育法の縛りがなくなり、もう少し窓口が広がります。本当に先進的に 3 地区のコミュニティセンターで動いていただいています、地域の企業さん方とうまくタイアップして、いろんな事業をしていただいています。それによってまた人が寄ってきて、その地域の人に還元できているかなというのは見せていただいてすごく感じる場所です。それが公民館となると、営利につながるのかどうかという部分で企業さんとタイアップってなかなか判断が難しい。そういった制約を外すことによって、フレキシブルに使っていただければかなと思います。あと生涯学習の担当者ですが、私どもが想定しているところというと、今の公民館部会を牽引する人や部会長さんが、生涯学習を牽引する方とイメージしています。

委員: すみません。3 番目の質問です。松阪公民館というのは重要な松阪市の大事な担い手になるだろうなと思いました。中央公民館としての今後のビジョンがあればお聞かせいただきたいなと思います。今、お聞かせいただいた部分もありますが、それこそプロジェクトチームをとという話なので、明るい未来に向けての話がきっとあるのだろうなと、期待もしている部分があります。中央公民館さんとして、もしかしたら現実の課題もあるかもしれないですが、逆に市民の人が協力できることがあるのかなというようなことを踏まえて、お願いいたします。

事務局: 目指したいところの部分ですと、現状、中央と言いながら中央の機能があまりないかなと思います。例えば三雲、嬉野、飯南、飯高の公民館、そしてそれぞれの地区にコミュニティセンター、飯南は少しイレギュラーな部分がありますが。ただそこは、その地区の公民館がその地区のコミュニティセンターをサポートする。松阪公民館においては、松阪市全体をしっかり見ていくという部分と、あと 5 公民館の連携というのは、しっかりと軸になって動かしていきたいと思います。それともう一つは情報発信の部分で、公民館だより、地域によっては住民自治協議会だよりとか、地区独自の情報発信媒体などを用いて、公民館の活動などを記載いただいております、それを今データで供覧できるようにしてあります。公民館連絡協議会に入っている公民館やコミュニティセンターが情報共有できるよう、環境は整えてあります。そこへアップするかしないかはその地区のご判断にはなりますが。あともう一つ個人的に思うことは、年代層の部分です。幼児、小学校、中学校、大人。大人も現役の 40 代、50 代。それからもう一つシニア層。あらゆる層があると思います。あらゆる層の年代に様々な講座の企画というのはしてい

たいなと思っています。例えば、子どもの防災講座を夏休みに実施する。もう一つ面白いなと思ったのが、40代50代の男の料理教室をやっていただいています。例えばそれを平日の昼間にするとシニア層が参加していますが、それを土曜日の夜とかに持っていくと、若い方がちょっとやってみようかなっていう気になるのかもしれない。もう少し幅広い年代の方が来たいと思うような企画をしていかななくてはいけないのかなと感じています。

委員長:ありがとうございます。他にご意見ございますか。

委員長:この松阪公民館が中心になって、各地区コミュニティセンターになるところへ支援員が行くということは、各地区コミュニティセンターって全部でいくつありますか。

事務局:支援員のことで、なかなか現実問題として、支援員が10人20人。各地区にそれぞれ松阪公民館が入るということは現実的にも非常に厳しいです。例えば公民館がコミセン化によって、地域づくり連携課の方には支払事務や契約事務なり、結構な業務の移行が発生します。そのため地域づくり連携課の方もかなり人員が必要になってくると思います。こういう人的な問題に関してはオール松阪の中でやり取りをしていく以上、なかなか人的なところを、じゃあ5人、10人すぐに増えるかという、非常に厳しいものがあります。まずは生涯学習の、この立ち上げた組織を使って、顔の見える関係をまずは築いて行きつつ、そして意見交換ができる体制にしていきたいと思います。その中でいろいろな要請があったり、困りごとがあったりした時に、現場に行かせていただいてコーディネートすること、まずはそういうことから進めていくことが必要なのかなというふう到我々としては考えます。先ほどご意見でもあったように、公民館長と主事が事実上なくなってしまうということで、今まで館長と主事を雇っていた分の費用というのは、実は包括交付金という形で地域づくり連携課に移行いたします。そのため、例えば今までの生涯学習のスキルを持った方を引き続きコミュニティセンターの中のメンバーとしてご協力いただくこともおそらく可能になります。やはり生涯学習は公民館でないとできないという固定概念を払拭していくということが、我々が努力していく必要があるのかなと思います。先ほど課長からも話しましたが、公民館は社会教育法に従い意外と制約が多く、一番大きい制約がいわゆる営利活動ができない。そのため、例えば自家産の販売所の提供あるいはフリーマーケットの開催。そして、コミュニティカフェの開催など。幅広く今の施設を十二分に活用するという発想が大事であり、コミュニティビジネスにつながっていく。なかなか難しいですけど、地域としても収入源というか、自活の方向性を模索していくことにもつながってまいります。だからこそ昨年の答申の中で、コミュニティセンターの黎明期においては、特に我々が支援していく必要があると思っております。基本的な人材に関してはですね、工夫をいただければ、各それぞれの地域の住民自治協議会

の中で、今までの公民館館長や主事の方のノウハウというのは使えるようにはなっていないと思います。しかし、やはり今までずっと親しんできた公民館に対する固定概念が変わることによって、非常に不安が残るとというのが皆様方の意見でございます。だからその固定概念を少しずつ変えていきながら。特に黎明期に関しては先ほど課長から申し上げた、まずは顔の見える関係作り、これがやっぱり重要であります。住民自治協議会の公民館部門・生涯学習部門をしっかり立ち上げていただいて、その担当を我々が把握して、顔の見える関係作りをし、その中で困りごととか、講師の派遣とか、そういうものがあればご相談に乗っていく。現行でも、かなりの情報量を提供していますので、そういった情報も改めて公民館部門の方に周知するというのも我々としても重要な取り組みだろうと思います。新しくどんどん人を入れていくということよりは、今やっていることを最低限活かしてご理解いただくということが、我々としては重要な取り組みだと思います。特に黎明期に関しては地域づくり連携課と我々生涯学習課が連携しながら、うまく移行していくことが一番必要だろうと思います。

委員: すみません。皆様のご意見になかなかついて行けず、この住民自治協議会というのは松阪市全域に 43 組織あり、その中に公民館というものが入っているという認識でいいのでしょうか。住民自治協議会がある中で、いろんな部会があるという認識でいいのでしょうか。また違うものなのでしょうか。それと、〇〇地区コミュニティセンターの中に住民自治協議会というものが含まれていて、それがすべて今後もオール松阪としてそういう形になっていけばいいという方向に行くということなのでしょうか。

事務局: まず公民館と住民自治協議会の関係という部分で答えさせていただきます。資料の 3 ページの部分で、令和 3 年度公民館部会を設置して、公民館事業自体が住民自治協議会の事業の一部になっています。これまで公民館という看板があり、その中に館長や主事の席がありました。館長、主事というのも公民館部会を構成している。どちらかというと、住民自治協議会の中に公民館が入っているイメージです。そういった議論があって、令和 5 年度、公民館に関する予算を、活動交付金として住民自治協議会の方に移行していくという部分がございました。今までは公民館の生涯学習推進事業費というのがございまして、その事業費の中でそれぞれの公民館に予算を割り当てていました。例えば第一公民館の予算があり、その中で講師さん呼ぶとなるとお金払うのは生涯学習課の予算なので、要は手続きとか支払い処理は生涯学習課のほうでさせてもらっていました。令和 5 年度からは、その部分の予算を住民自治協議会の活動交付金として入れさせていただきました。住民自治協議会の中の公民館活動という形で、予算としては住民自治協議会から講師さんを手配していただく。そこから講師謝金を払ってもらうような形に変わりました。もう一つ、今度は令和 8 年度。コミュニティセンター化する中で、公民館長さんの給料、人件費についても同様に住民自治協議会の活動交付金の中

の person 費 枠 として 移行 させ たい だ きます。 基本 的 に 今 の 公 民 館 長 さ ん が そ の ま ま ス ラ イ ド し て、 住 協 さ ん の 雇 用 と し て 勤 務 し て いた だ く 形 に な っ て い ます。 直 営 で い う と、 今 の 主 事 は そ の ま ま 直 営 で 市 雇 用。 生 涯 学 習 課 で 公 民 館 主 事 と い う の を 雇 用 し て い ます、 そ れ が 今 度 コ ミ セ ン 化 す る こ と に よ っ て 地 域 づ く り の 予 算 で 執 行 し ます が、 同 じ よ う に 予 算 を 地 域 づ く り 連 携 課 へ 動 か す の で、 直 営 の 場 合 で は 公 民 館 主 事 は そ の ま ま 地 域 づ く り の 方 で 雇 用 す る 形 に な り ます。 お そ ら く ス ム ー ズ に ス ラ イ ド す る と 事 務 所 に 行 っ て 座 っ て い る 人 は 変 わ ら ない 状 態 に な る の か な と 思 います。 結 局 解 釈 と し て は、 公 民 館 の 名 称 は 変 わ り ます が、 実 際 の 事 業 を し て い る 部 分 は 住 民 自 治 協 議 会 さ ん か な と 思 います。

委員：一市民としまして、どこの事業なのか、どこのイベントなのかというのがわかりにくい状態というのが現状あります。わかりやすくなっていけば、もっと市民が親しみやすいのかなと思いました。ごめんなさい。素人の意見ですが、そんなイメージがすごく湧きました。

事務局：ありがとうございます。

委員：飯南はイレギュラーのところがありますと先ほど課長さんも言われていたかと思いますが、そこを皆さんわかってもらってないのではないかなと思います。もう少し細かく説明してもらえたらと思います。実際4つの住民自治協議会に対して一つの公民館しかない。何をやるにしても住民自治協議会4つが一緒にするならいいですが、そういうことって多分やってないかなと思います。僕も住民自治協議会の役員を2、3年前に2年ほどさせてもらいましたが、一回もなかったです。予算だけもらって、それを使って何かしようかという話はその2年間なかったと思います。そういった部分、お金の使い方、組織のあり方にしても、本当にイレギュラーだなと思っています。このあたりのことを皆さんにわかってもらって、もっといい意見をいただければありがたいなと思います。

事務局：すみません。イレギュラーということで、細かく説明せず申し訳ございませんでした。飯南の管内に関しては、飯南公民館というのがございますが、その下に地区公民館というのがないです。まずそこが他地区と違うところになります。ただ公民館は1つしかないですが、住民自治協議会は4つございます。住民自治協議会は4つありますが、当初、事務所を構えている場所がなくて、会長さんの家や会計・書記さんの家を事務所として活動という形になっていました。そこが最近では、例えば粥見については飯南振興局関連の事務所があったり、仁柿については旧学校に事務所を置いたり、それから柿野については産業文化センターの中に事務所を置いています。やっと拠点という場所がなんとなく定まってきたというのが、今の飯南管内の進捗かなと思います。もう一つ、生涯学習のところでお話をさせていただくと、実は予算の付け方が飯南公民館は他の公民館と若干違います。先ほど地区公民館の予算は活動交付金に入れましたというお話をさせてい

いただきました。飯南に関しては地区公民館がないのですが、住民自治協議会さんの方で生涯学習や地域のための活動というのはしていただいています。そういう部分に関して他地区と違う部分は、プラスアルファの予算を配分させていただいています。住協さんと飯南公民館で連携しながら、共同の実施事業をしていただいていると把握しています。基本住協さん主催で、飯南公民館と共催したりして、飯南公民館の事業に、一緒にコラボしているという実績はあるかなと思います。そこが、他地区と違う部分なのかなと思います。

委員長:先ほどもご意見の中にあつた、飯南の件で、場所によって支援の方法が微妙に違ってくるといった中で松阪公民館に対して非常に期待度が大きくなってくると思います。生涯学習課の方では連絡協議会を設置して、進めてみえるかなという中で、43の住民自治協議会に対しての支援ということで、中央公民館の体制というのが非常に大事になってくると思います。増員してほしいというような言葉はなかなか僕らも出せないで、体制の強化というような言い方で皆さんのご意見として出していきたいのですが、よろしいでしょうか。

委員長:続きまして3の項目、公民館の使用料についての議論に移りたいと思います。みなさま方のご意見をいただいて、私と副委員長で教育長の方へ答申をお持ちしました。その中では、地区の実情を鑑みながらも有料化はやむを得ないという判断をさせていただきました。今回、資料にございますように、改めて県内市町のサークル活動の使用料について調査し、結果を詳細に記載させていただきました。前はそれぞれの市町全体で使用料を徴収しているという結果であったのですが、再調査すると、場合によるということが見えてきたと思います。内容によるというのがここで記載されておりますが、これについて事務局の補足ありますか。

事務局:14市の調査をさせていただいた中で、まずサークル活動の成り立ちというものがそもそも違うケースが多いのかなと思います。あくまで一例としてあげさせていただくと、津市さんとか、桑名市さんとか、志摩市さんなんかと同じようなケースなのかなというふうに感じています。津市さんなんかは公民館講座終了後に、さらに学び続けたい方同士で、自主講座という形でやっています。それが松阪市というサークルのような形で登録されていて、50%減免されていたりするといった事例がございます。また、桑名市さんは最初の3年間は減免になるといったケースもあります。桑名市さんは公民館というのではなくて、公民館類似施設があります。そこで同じように教育委員会が主催する講座から、教育委員会が認定した団体が主催するサークル活動というのを第2講座という言い方で活動しています。桑名市さんでは3年間は減免、そこからは減免なしとなっております。松阪市は趣味クラブ・サークルを公民館の共催団体として登録をいただいた上で、

原則月 4 回の減免というルールでやっております。利用がかなり多い公民館ですと、何回まで減免というのは異なったりするとは思いますが。基本サークルさんは全額免除で使っていただけという状況ですが、他市を見てみるといろいろな条件とか、こういった場合はとか、そういったところで、50%減免にしていたりしていることが分かってきました。

委員長:ありがとうございます。それと使用料につきまして、トータルコストに対する負担割合の現状を見ますと、減免分、つまり市負担分のお金でいうと、随分税金を使って活動していることが分かります。市民に対してのアンケートでは、全体の 65.7%が使用料の負担については賛成するといった意見です。地域によって微妙に数値が違ってくるといった現状もありますが、それからもう一つ注目すべきは、スポーツ系は有料になっているのに対して、公民館系は無料になっている。この部分、どうでしょうか。

委員:本来は 2025 年 10 月を目途に中学校クラブ活動の全面廃止とっておりましたが、これが全部足並みをそろえることができなくて、あちらこちらでばらつきがありました。今、愛知の豊田市が非常に先進的な方法で活動しています。アメリカがやっているような総合型の地域スポーツクラブ。この形に落ち着いていくのではないかと個人的に思っています。しかし、親の負担が大きくなるのではないかなという懸念もあります。会場が変われば送り迎えの問題もあれば、また費用の問題がある。指導者になりたいと言っても、一応何々の資格を取ってくれということがあったりします。ですから、おのずとこれは無料でできないというように私は思っております。これからどうなるのかわかりませんが、松阪市もスポーツ協会の中で、何とかクラブ活動に意欲を持っている子どもたちが、モチベーションが下がらないように何とか支援する方法はないだろうかということで、早いところ会議をするようにと行って、今進めているところです。

委員長:ありがとうございます。この新しい資料や一覧の表を見ていただいてご意見を賜りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員:松阪市内とやっぱり違って、飯高管内はサークル自体の数も少ないです。先ほどの話でもでしたが、今まで公民館の中でやっているような事業を土曜の夜にしていただけならば行けるのにといったことがあるのが現状かなと思います。スポーツ関係にしては、学校の土日のクラブがなくなると言われています。でも、やはり学校の先生の中にはこの子たちを指導していきたいと強い思いをもっている方もみえるし、子どもも先生たちも葛藤があるのでないかなと思います。先ほどの話でも出た部活動を総合型地域スポーツクラブへ移行ということで、やはりそういうスクールのなもので補っていくと、お金が発生するのは仕方がないのかなと費用負担に関してはすごく思いました。飯高は地域性もあってできることが限られてくるといった現状もあります。また子どもたちの人数も少ない。人の問題、お金の

問題などでしたいスポーツをしたくてもできない。その中で松阪市内のサッカースクールへ通わせたりしている人も中にはいます。スイミングに関しては、最近飯高の宮前でできるので、やってみえる子どももいます。ただ他のスポーツではどうしても差が出てきて、やりたくてもできない子がいるのは辛いなど感じます。なかなか難しいとは思いますが、支援者を松阪市の教育委員会から派遣していただくというのができるといいかなとは思いますが。子どもたちがやりたくてもできないというのが、私にとっては葛藤があります。

委員長:ありがとうございます。地域的なこともあるという部分ですね。他にいかがでしょうか。

委員:公民館連絡協議会の方から代表としてきました。資料 13 ページに賛同・どちらかといえば賛同ということで三雲管内は70%を超えていると記載いただいています。このデータを見るとなんとも言えない思いがあります。参加されている方が、高齢の方がほとんどで、もし使用料を徴収ということになったらぐっと利用者が減っていくのかなと思います。館長としてそのあたりをかなり心配しています。

委員長:ありがとうございます。

委員:各地区によって随分事業の内容が違うというお話がありました。地域によって年間の活動量に大きな差があるという現状は、住民の立場から考えると公平性に欠けるのではないかと思います。うちは事業多いけど、「うちは少ないよ」といった声を聞いていただいて、中央公民館が中心となり支援していき、なるべく公平になるような状態にしていなければなどというふうに思っています。使用料の徴収につきましてはやむを得ないというように思っております。

委員長:ありがとうございます。昨年12月3日に出させていただいた答申の中でも、松阪公民館の中央館としての位置づけと嬉野、三雲、飯南、飯高公民館のあり方についてという中で、「今後においては、5公民館は地域としっかり連携し、すべての地域で生涯学習活動を充実させます」という文章が記載されておりますので、それに沿って私どもも継続して考えていきたいと考えております。その中で、中央公民館に支援員を置いて、先ほど太田委員がおっしゃられたように、すべてのコミュニティセンターにおいて公民館活動がきちんに行われ、地域でできるだけ差がないように、そして充実したものになるようにというご意見が出たかなと思います。

委員長:引き続きその使用料の話ですが、やむを得ないというご意見を出されております。今回、事務局側からたくさん資料をいただきました。まだ意見をおっしゃってない方いれば、お願いします。使用料について、どうでしょうか。

委員：使用料の負担はやむを得ないと私も思います。というのも、民間施設でもいろいろな教室をされてみえると思います。そこの違いは何なのかなと、自分がよくわかってないですが。今のところ、教室でやっておられる方と公民館を自由に使って減免もある中で活動している方、その差は何なのかなと思うと、ある程度公民館の使用料を取ることはやむを得ないと思ってしまいます。

委員長：ありがとうございます。他にご意見ございませんでしょうか。

委員：資料 9 ページ。現在、利用者負担分はトータルコストの 5%あって、市の負担分は 95%だと思います。それをサークル利用分 3150 万、市負担 4000 万にしたいと。これは、この方向で市は行きたいわけですか。そうすると、利用料は今の 10 倍ぐらいになりますよね。

事務局：利用者負担分の 350 万というのは、令和 6 年度で、有料の貸館が 350 万円分あったという実績です。サークルさんで減免している部分で、もし減免がなかったら 3150 万という試算です。全く減免をなくしたら、どれだけ影響があるのかという資料で、試算結果を提示させていただきました。

委員長：100%有料であればということですね。今回私どもの提言の中で多少の負担というか、全額減免というかというところはまた違ってくると思いますが。

委員：受益者負担というのは必要だと思いますが、民間がする事業ではなくて、市がやる事業なので、受益者負担があまり負担にならない程度にしてほしいとは思いますが。かなり難しいとは思いますが、ぜひしていただきたいなと思います。というのは、先ほど「高いんやったら他に行くわ」と言われたとおっしゃっていましたが、飯南ではそういったことは聞かなかったです。よそへは行けないのです。例えば中央公民館でどんな便利な、どんなにいい講座があっても、遠すぎます。それと中央公民館があそこにあることを知っているのはごくわずかです。料金上げるのは結構ですが、もう少し市民全体に周知できるような方法を考えてほしいと思います。

委員長：ありがとうございます。

事務局：私が冒頭で挨拶させていただきましたように、生涯学習の知見を有する皆様のご意見をお聞きしたいということで、いろいろご意見をお聞きしました。今回様々な追加資料として新しい資料を提示させていただきましたが、皆様のご意見を聞く限りは、提言内容の根底というのは変わらないのかなというようなご理解をしていただいたのかなと思います。

ます。それを踏まえていろいろなご意見をお聞きすると、生涯学習充実の視点というのが、使用料にも関わってくるなど改めて思いました。ただ受益者負担と言う観点からは、かなりの負担を強いられているところがあるというのも事実です。ただ、その際にはある程度皆様方にご納得いただけるような方向性もいるのかなと思います。例えば、今後ご負担いただくところもある中で、生涯学習の視点であれば、高齢者の方々に対する生きがいづくりの点でどうしていくべきなのかとか。ある程度ご納得いただける方向も加味させていただいて、やはり提言は揺るぎないものですが、生涯学習充実の視点からもご納得いただき、現状を鑑みながら進めて行く必要があるのかなと思います。先ほどのご意見をいただいて、我々職員側も改めて思ったところです。

委員長:ありがとうございます。他、どうでしょうか。

委員:私もこの公民館の使用料の件について質問させていただきたいのですが、趣味クラブ、サークルからの使用料の徴収についてです。「利用が固定化し、趣味的な活動となっているサークルに対し」という書き方がしてありました。利用は固定化するという事は一定のサークルさんが継続して使っているのだから、どうしても発生するのだろうなと思いました。今日、冒頭にもらった資料を見て、松阪市は公民館共催団体としてという書き方をしていますが、サークル活動の成り立ちが市町で全然違うのだなと感じました。他市は、例えば自分がそのサークルに参加をして、自分の中で学びがあって、もう一回自分が自立して、もう一回学びの学習者になって、広げたいというような思いがあるところに対して支援するのかなと、この文面だけ見て私を感じたというところです。今後松阪市がコミセンと公民館で生涯学習を主体となってやっていく時に、そこに付随するサークル活動という建て付けであった時に趣味クラブ、サークルの成り立ちってすごく大きくなってしまいます。私も使用料に関してはある程度徴収するというのは提言の通りだと思います。まずは趣味で利用しているサークルという部分。サークルってなんだというところを、まずそこについてしっかり議論があった上で、だからこういうところには減免がいるというような考え方が必要なのかなと思いました。この資料を見て改めて気づかせていただいたので、そこについて課長からご意見をいただければと思います。

事務局:サークルってなにか、そこは大事ななと思います。私も 14 市の資料を作成するために、現場に行ってヒアリングさせていただきました。やはり本来学びの継続という部分で公民館講座の受講者が続きたい、学びたい。その意欲を持ってサークルとして活動し、そこは他市でも使用料半額、50%減免という形をとっていると思います。あとは、結局現場をいろいろ見ていると、言い方が悪いかもしれませんが、同じ趣味を持った人たちが集まって、毎週水曜日の 10 時から何かがあると。それがその人たちだけでなく、例えば、そこからまた、その人たちが講師になって、もっと裾野が広がるのが本来なのかなっ

て思います。ただ現状全部とは言えないかなとは思いますが、大方が同じ趣味を持つ人たちが同じ時、同じ場所に集まって仲良く活動をしているかなという印象を持っています。それがサークルの成り立ち。他市と違う部分なのかなという理解をしています。それから、毎年年度末に更新手続きをしたら、だいたい同じ曜日の同じ場所を使える。ただ、新しいサークルさんがここでサークル活動をしたいですって言ったら貸館調整はすると思いますが、基本的には更新したら同じ場所、同じ時でやる。それをよくいう既得権益みたいな話につながるのかなとは思いますが、その部分もう少し整理が私たちも必要かなと思います。学びを継続し、裾野を広げていく意識がある人を増やしていくなど、それなりの対応が必要なのかなと思います。

委員長:ありがとうございます。課長の方から生涯学習の本来の姿をお話いただきました。特権的なものではなくて、裾野を広げていく。生涯死ぬまで学習というあたりのことをお話していただきました。皆様、委員の方々からは、地域性や年齢的な配慮は必要で、回数が多活動には、一定定数から有料にする。そこで、地域的な実情にも合わせないいけないというご意見をいただきました。全体的な意見として、そうしたいろいろなことがありながらも、生涯学習活動の大切さ、学びの継続の大切さというのは、皆様方一致した意見かと思えます。その中で現状を鑑みて、サークル活動については、事務局なり、支援員さんと各コミュニティセンター、公民館の話になってくるかと思えます。多少の使用料の負担はやむを得ないというような形かなとは思いますが、いかがでしょうか。

委員長:それでは、以前の答申に基づき、今回事務局から新たな資料をいただいた上で確認し、先ほど言わせていただいた内容が社会教育委員会議の総意ということでよろしいですか。

委員長:そういうことで、今回の使用料についてはいろんな条件や思いとかを含めた上で、使用料の多少の受益者負担についてはやむを得ないということできたいと思っております。では、3番の方よろしいですか。では、4番、その他につきまして事務局さん何かございますか。

事務局:今回新たに県内14市の動向を調べて、皆様にご提示して議論いただきました。その中で公民館類似施設という施設が他の市で建てられていることを改めて我々が再認識した部分であります。例えば伊勢市であればいせトピア。これは生涯学習センターです。亀山市はコミュニティセンター。熊野市は熊野市交流文化センターというような名称となっております。いわゆる公民館類似施設ができつつあり、そこが生涯学習の拠点となりつつあります。今までの公民館の果たしてきた役割は揺るぎないものであり、これを継承していくというのはもちろんでございますが、このコミュニティセンター化における黎明期であるからこそ今後の流れの中で、公民館というものがどのように移り変わっていく

のか。先ほどの皆様のご意見の中で、生涯学習が重要だとおっしゃっていました。生涯学習の普及ということが随分叫ばれていました。それはやはり公民館という看板でないとできないのかどうか。ここはこれから生涯学習のあり方をその都度変えていきかけを与えていただくのは社会教育委員の皆様方だと思っております。ですから、我々も引き続き社会教育施設に関しては調査をしていきますが、将来的に公民館のあり方をどう変えていくのか、生涯学習施設としてどうあるべきなのかを考えていく必要があるかと思えます。例えばコミュニティセンターということであれば、例えば生涯学習システムの民間施設との連携も非常にフレキシブルにできるわけです。ですから、今後移り変わっていく中で、よりコミュニティセンターでの生涯学習活動の広がりが生まれて、発展していく中で、改めて公民館としての役割をどう変えていくべきなのか。これが今後、皆様方に対してまた我々が諮問する機会も当然あると思えますので、より進んだ皆様方のご意見を基に、より生涯学習の充実に向けて取り組んでいきたいと思えます。引き続きこの公民館のあり方に関しては皆様方によりしくお願いしたいと思っております。以上です。

委員長:ありがとうございます。このように公民館がコミュニティセンター化されていく中で、中央公民館いわゆる松阪公民館の位置づけは非常に大切になってくると思えます。そのため、中央公民館における体制の充実等を強く希望したいと思えます。それがあって初めてコミュニティセンターの充実が図れると思っております。皆さんどうでしょうか。それも一致した意見ということで、よろしくお願ひしたいと思えます。

委員長:最後に事務局、委員の皆様からの補足事項何かございましたらお願いいたします。

委員長:それでは、これですべての事項が終了しましたので、事務局へ進行を戻させていただきます。

事務局:本日の事項につきまして、皆様にご協力いただきありがとうございました。これをもちまして第2回社会教育委員会議を終了いたします。ありがとうございました。